

 <p>Gunma University Staff Union</p>	<p>組合ニュース</p> <h1>ぐんださいタウン</h1> <p>号外 2023. 12. 8発行</p> <p>★ このニュースは、組合費と寄付金で作られています。★</p>
<p>群大ノ未来ツクル 新しい現実 新しい挑戦</p>	<p>群馬大学教職員組合 [URL] https://web.union.gunma-u.ac.jp/ [電話/FAX] 027-220-7431 [e-mail] gu-union@ml.gunma-u.ac.jp</p>

【声明】 大学自治を押しつぶす国立大学法人法改正案の廃案を求めます

国立大学法人法改正案が、現在、参議院で審議されています。この法案は、岸田内閣が10月31日に国会に提出し、11月20日に衆議院本会議で可決され、参議院に送られたものです。この法案の主な内容は、以下の通りです。

1. 事業規模が特に大きい国立大学法人を、内閣が「特定国立大学法人」に指定する。(東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学、東海国立大学機構〈名古屋大学・岐阜大学〉が指定される見込みと報じられています。)
2. 「特定国立大学法人」に「運営方針会議」を設置する。「運営方針会議」は3人以上の「運営方針委員」と学長で組織する。「運営方針委員」は、学長が学長選考・監察会議と協議し文部科学大臣の承認を得て、任命する。
3. 「運営方針会議」は、「運営方針事項」(中期目標についての意見、中期計画の作成・変更、財務諸表作成、予算作成、事業報告書・決算報告書の作成)を決議し、法人運営を監督する。
4. 「運営方針会議」は、法人運営が「運営方針事項」に基づいて行われていないと考えるときは、学長に改善措置を要求できる。
5. 「運営方針会議」は、学長選考基準等について学長選考・監察会議に意見を述べるができる。
6. 「特定国立大学法人」以外の国立大学法人は、文部科学大臣の承認を受けて、「運営方針会議」を置くことができる。
7. 国立大学法人は、先端的教育研究用の知的基盤の開発・整備のために長期借入金・債券発行ができる。
8. 国立大学法人は、土地・建物等の貸付計画について文部科学大臣の認可を受けることで、個別の認可なしに土地・建物等を貸付けることができる。

1～6からわかるように、「特定国立大学法人」以外の国立大学法人も対象であり、この法案が成立すれば、文部科学大臣の承認を得て任命される「運営方針委員」が、各国立大学の運営をコントロールできるようになります。学長が、文部科学大臣の承認を得られやすい人選をするならば、大学運営は政府の「期待」に沿ったものになるでしょう。

また7～8は、国立大学による借金と土地・建物等の貸付を容易にすることで、財政難の大学が「自己努力」で資金調達することを促しています。借金は利子の支払いという負担を大学に負わせ、土地・建物等の貸付は大学の教育・研究のためのスペースを縮小させます。

2004年の国立大学法人化以降、国は、国立大学への運営費交付金を削減し続け、様々なプロジェクト（巨額の予算配分付き）への応募を促すことを通じて、各国立大学が「自主的に」国策に沿った教育・研究を進めるよう仕向けてきました。また、学長選考についても、大学構成員の意思を排除できるしくみを強化してきました。今回の法案は、このような流れをさらに推し進め、大学自治を押しつぶそうとするものであり、決して容認できません。私たちは、大学は社会と対話しながら自主的に運営されてこそその使命を果たすことができると考え、この法案の廃案を求めるものです。

2023年12月7日 群馬大学教職員組合中央執行委員会